

第1回古平町議会臨時会 第1号

令和2年1月10日（金曜日）

○議事日程

- 1 会議録署名議員の指名
- 2 会期の決定
- 3 諸般の報告
- 4 議案第 1号 令和元年度古平町一般会計補正予算（第5号）
- 5 議案第 2号 会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例案
- 6 議案第 3号 一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例案
- 7 議案第 4号 職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例案

○出席議員（10名）

議長10番	堀	清	君	1番	木	村	輔	宏	君		
2番	逢	見	輝	続	君	3番	真	貝	政	昭	君
4番	寶	福	勝	哉	君	5番	梅	野	史	朗	君
6番	高	野	俊	和	君	7番	岩	間	修	身	君
8番	山	口	明	生	君	9番	工	藤	澄	男	君

○欠席議員（0名）

○出席説明員

町	長	貞	村	英	之	君				
副	町	長	佐	藤	昌	紀	君			
総	務	課	長	松	尾	貴	光	君		
産	業	課	長	細	川	正	善	君		
総	務	係	主	査	長	谷	川	秀	峰	君
財	政	係	主	査	人	見	完	至	君	

○出席事務局職員

事	務	局	長	三	浦	史	洋	君
議	事	係	長	澤	口	達	真	君

開会 午前 9時53分

○議会事務局長（三浦史洋君） 本日の会議に当たりまして、出席状況についてご報告申し上げます。

ただいま議員10名全員が出席されております。

説明員は、町長以下6名の出席でございます。

◎開会の宣告

○議長（堀 清君） ただいまの出席議員は10名でございます。

定足数に達しておりますので、会議は成立します。

ただいまから令和2年第1回古平町議会臨時会を開会します。

◎開議の宣告

○議長（堀 清君） 直ちに本日の会議を開きます。

◎日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（堀 清君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第123条の規定により、2番、逢見議員及び3番、真貝議員を指名いたします。

◎日程第2 会期の決定

○議長（堀 清君） 日程第2、会期の決定を議題にします。

お諮りします。本臨時会の会期は、本日1月10日の1日間にしたいと思います。ご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（堀 清君） 異議なしと認めます。

したがって、会期は本日1月10日の1日間に決定しました。

◎日程第3 諸般の報告

○議長（堀 清君） 日程第3、諸般の報告を行います。

報告事項は、令和元年度12月分例月出納検査結果、令和元年北後志消防組合議会第2回臨時会議決結果、令和元年北後志衛生施設組合議会第3回臨時会議決結果の3件でございます。内容については、お手元の配付資料をもってかえさせていただきます。

これで諸般の報告を終わります。

◎日程第4 議案第1号

○議長（堀 清君） 日程第4、議案第1号 令和元年度古平町一般会計補正予算（第5号）を

議題とします。

本案についての提案理由の説明を求めます。

○総務課長（松尾貴光君） ただいま上程されました議案第1号 令和元年度古平町一般会計補正予算（第5号）について提案理由の説明を申し上げます。

議案1ページ目をお開きください。本件は、歳入歳出予算の補正として、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ3億8,263万4,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ41億3,891万1,000円とするものでございます。

款項の区分並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表、歳入歳出予算補正、2ページ、3ページにお示ししています。

次に、地方債の補正として、地方債の変更は第2表、地方債補正、4ページにお示ししております。

それでは、補正の内容を説明いたしますので、別冊の議案第1号説明資料、令和元年度古平町一般会計補正予算（第5号）説明書をごらんください。

歳出から説明いたします。3ページ目、4ページ目をお開きください。5款3項水産業費、既定の予算3,439万5,000円に2億8,686万円を追加し、3億2,125万5,000円とするものでございます。内容は、東しゃこたん漁協冷凍冷蔵施設整備事業補助金の追加でございます。内容につきましては、5ページ、6ページにお示ししているとおりでございます。本事業については、国庫補助金の必要量調査があり、2月中旬ころの内示が見込まれることから、追加するものでございます。

次に、6款商工費、1項商工費、既定の予算1億2,786万3,000円に5,477万4,000円を追加し、1億8,263万7,000円とするものでございます。これにつきましては、ふるさと納税の寄附金の件数及び金額の増加が見込まれることから、必要経費を追加するものでございます。

12款諸支出金、1項基金費、既定の予算1億2,635万円に4,100万円を追加し、1億6,735万とするものでございます。これについてもふるさと応援寄附金の件数及び金額の増加により基金積立金を増額するものでございます。

次に、歳入の説明をいたします。ページ戻りまして、1ページ目、2ページ目をごらんください。13款2項国庫補助金、既定の予算1億2,092万1,000円に2億20万を追加し、3億2,112万1,000円とするもの、20款町債、1項町債、既定の予算4億532万2,000円に8,660万を追加し、4億9,192万2,000円とするものについては、東しゃこたん漁協冷凍冷蔵施設整備事業に充当する国庫補助金及び起債でございます。

次に、16款1項寄附金、既定の予算2億400万1,000円に9,600万円を追加し、3億1,000円とするものでございます。ふるさと応援基金の増額でございます。

19款諸収入、4項雑入、既定の予算6,504万6,000円から16万6,000円を減額し、6,488万とするものでございます。これについては財源調整でございます。

以上で提案理由の説明を終わります。よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

○議長（堀 清君） 説明が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑ございませんか。

○3番（真貝政昭君） 今説明がありました東しゃこたん漁業協同組合冷凍冷蔵施設整備費補助金事業というので説明資料に外観図と、それから平面図が載っています。普通建設事業は、設計がされて施工というふうになるのですけれども、最初から決まったものがあって、それを申請して許可になったので、建てますと。だから、図面はもう既に国のほうなりであって、それを古平の説明の場所に建てるというだけのものなのですか。古平町独自の図面ではなくて決まり切ったものが建つと、そういうことなのでしょうか。

○産業課長（細川正善君） 今回は決まり切ったものを建てるのではなくて東しゃこたん漁協が必要とする施設にするように現在実施設計をしております。12月の4定のときに実施設計の補助金承認いただきましたので、それで今現在実施設計をしております。

○議長（堀 清君） ほかにございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（堀 清君） これから討論を行います。討論ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（堀 清君） 討論がないようですので、討論を終わります。

これから議案第1号 令和元年度古平町一般会計補正予算（第5号）を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（堀 清君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第5 議案第2号ないし日程第7 議案第4号

○議長（堀 清君） 日程第5、議案第2号 会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例案、日程第6、議案第3号 一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例案、日程第7、議案第4号 職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例案については関連がありますので、一括議題とします。

本案についての提案理由の説明を求めます。

○総務課長（松尾貴光君） ただいま一括で上程されました議案第2号 会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例案、議案第3号 一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例案、議案第4号 職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例案について提案理由の説明を申し上げます。

それでは、本日配付させていただきました会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例案についてという資料に基づいて説明をさせていただきます。

最初に、議案第2号 会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例案について説明させていただきます。制定理由として、地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律（平成29年法律第29号）により特別職非常勤職員及び臨時的任用職員の任用要件が厳格化されるとともに、一般職の会計年度任用職員制度が創設され、あわせて会計年度任用職員に対する期末手当の支給が可能

となったことから、会計年度任用職員の給与及び費用弁償について定める条例を制定するものでございます。

本件は、国の制度改正により全国で統一的な臨時的な職員の基準を定めるものでございます。制度の概要といたしましては、現行の特別職非常勤職員が引き続き特別職非常勤職員となるもの、会計年度任用職員となるものと分かれております。一般職の非常勤職員については会計年度任用職員に移行する形となります。臨時的任用職員の一部についても会計年度任用職員に移行するという形になっております。会計年度任用職員につきましては、新たな地方公務員法第22条の2で規定されておまして、第1項第1号……これ2号となっておりますが、第1号がパートタイムの会計年度任用職員、第1項第2号がフルタイムの会計年度任用職員となっております。このパートタイム会計年度任用職員とフルタイム会計年度任用職員の違いというものにつきましては、1週間当たりの勤務時間が38.75時間、38時間45分勤務するものがフルタイム会計年度任用職員、38.75時間、同じく38時間45分未満の勤務をするものがパートタイム会計年度任用職員という形になります。詳細な勤務条件等については、別紙会計年度任用職員（フルタイム、パートタイム）の勤務条件一覧、A3のものをつけております。ページ番号でいけば5の1から5の3となっております。後ほどごらんいただければと思います。

ページめくりまして2ページ目に行きまして、制定の内容でございます。第1条については趣旨を記載しております。

第2条、会計年度任用職員の給与ということで、フルタイム会計年度任用職員については給与、通勤手当、時間外勤務手当、夜間勤務手当、休日勤務手当、期末手当を規定しております。パートタイム会計年度任用職員については報酬及び期末手当を規定しております。

次に、3条から第17条までについてはフルタイム会計年度任用職員について規定をしております。3条が給料、第4条が職務の級、第5条が号給、第6条が給料の支給、第8条が通勤手当、第9条が時間外勤務手当、第10条が休日勤務手当、第11条が夜間勤務手当、ページをめくりまして13条が給料の端数処理、14条が期末手当、16条が勤務1時間当たりの給与額、17条が給料の減額について規定をしております。

18条から27条、第30条、第31条についてはパートタイム会計年度任用職員について規定をしております。第18条が報酬、第20条が時間外勤務に係る報酬、第21条が休日勤務に係る報酬、ページめくりまして第22条が夜間勤務に係る報酬、第23条が報酬の端数処理、24条が期末手当、25条が報酬の支給、26条が勤務1時間当たりの報酬額、第27条が報酬の減額、28条が給与からの控除、29条が町長が特に必要と認める会計年度任用職員の給与、30条がパートタイム会計年度任用職員の通勤に係る費用弁償、31条が公務のため旅行に係る費用弁償、32条が規則への委任となっております。

施行期日については令和2年4月1日としております。

経過措置といたしまして、会計年度任用職員の期末手当の支給について、規定中100分の130とあるのは令和2年4月1日から令和3年3月31日までの間は100分の65、2分の1の支給、令和3年4月1日から令和4年3月31日までは100分の97.5と、4分の3の支給とするよう規定しております。その他段階的に2年間かけて引き上げをする規定となっております。

その他といたしまして、一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例及び職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例を除く会計年度任用職員の導入されることを受けた関係条例の改正については令和2年第1回定例会に提案したいと考えております。

次に、6ページ目をごらんください。一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例案についてでございます。制定理由といたしましては、これも同じく地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行により新たに一般職の非常勤職員として位置づけられる会計年度任用職員制度が導入されることを受け、所要の改正を行うものでございます。あわせて本町の給与条例は、条例で規定すべきものと規則で規定すべきものが混在しており、一般職の職員の給与に関する法律に準拠し、規定の見直しを行うものでございます。地域手当の追加を除き、運用面での変更はございません。主な改正の内容については以下に記載のとおりでございます。

次のページ、7ページ目をお開きください。職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例案についてでございます。制定理由につきましても、同じく会計年度任用職員制度が導入されることを受け所要の整備を行うもの、あわせて育児または介護を行う職員の深夜勤務及び時間外勤務の制限の規定の整備を行うものでございます。主な改正内容については以下に記載のとおりでございます。

以上で提案理由の説明を終わります。よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

○議長（堀 清君） 暫時休憩いたします。

休憩 午前10時13分

再開 午前10時13分

○議長（堀 清君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

説明が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑ございませんか。

○3番（真貝政昭君） 今回の条例にかかわる部分として先ほど説明がありました説明資料の1ページを見ております。それで、一般職非常勤職員、特別職非常勤職員、それから臨時的任用職員が会計年度任用職員というふうに移行することになっています。それで、新年度に全体像が出てくると思うのですが、パートタイムとフルタイムの二手に分かれておりますけれども、現在の職場でパートタイムとフルタイムの区分け、部署、どのようになるか説明をしてください。

3回しか認められていないので、1回でとりあえず質問します。それで、今回の法改正で特徴的なのは、パートタイムについては期末手当が支給できるという内容が盛り込まれています。今回の条例案の中に、例えば議案の11ページです。中段、上段のほうですけれども、第24条の2で期末手当を支給しないという文章があります。それで、パートタイムに移行する現在の部署の期末手当を支給しない部署というのは一体どこなのか、それから期末手当を支給する部署がどこなのか、それも説明をしてください。それから、フルタイムについては期末手当、それから退職金の支給という項目が新たに法で加わっておりますけれども、実際にそれが行われるかどうかということを知りたい

と。それで、今回の古平町の場合どこの部署がそういうのに該当するのか説明をしてください。

それから、3点目ですけれども、この会計年度任用制度というのは今年度の4月から実際に動き出しているように思います。それで、共立メンテナンスに委託してそういう職務につかせていますけれども、法律の改正によって学校関係の給食と、それから図書館司書については1年という雇用ではなくて、学校関係は夏休み、冬休みがありまして、途中で雇用を中断するという、これができる内容が含まれています。古平町の図書館司書については今年度途中でおやめになって、新たに募集している状況です。それを見ますと60歳以上大歓迎と、ボーナスはなしと、そういう項目で募集がされております。このように1年間安定した職場かということではなくて、そういう特殊な場合は途中で雇用が中断するという可能性が十分あると。古平町もそれに準拠してやられているのでしょうか。これが3点目です。

それから最後に、条例では給料表が載っています。基本的には一般事務的なものは初任給を上限として採用するというふうになっております。この号俸と1級、2級について、簡単なものですが、この見方はどのように見たらよろしいのでしょうか、具体的に説明をお願いしたいと。働く職場、職種、部署によって決定されるのか、それとも年齢が関係するのか、年齢が関係しないのか、どこの号俸、どこの級にするのかというのは、これは町長の判断でやられるものかどうか。

それと、もう一つ、古平町の場合共立メンテナンスが中に入っています。ここの関係で、会計年度任用職員の待遇の問題ですけれども、どのように町あるいは議会がチェック体制ができるのか。それはちょっと疑問なので、お伺いします。

○総務課長（松尾貴光君） 会計年度任用職員の対象となる具体的な職場ということでございますが、現在非常勤特別職として雇っている町立診療所の医師及び看護師が該当になるかと思っております。一般職の非常勤職員として雇っております臨時保育士、この部分が会計年度任用職員への移行となります。詳細につきましては、1定で非常勤で特別職のものを定めたものの条例改正のときに整理した形で提案をさせていただきたいと思っております。

次に、パートタイム職員の期末手当についてですが、国のQアンドAですとか質疑応答に出ているとおり、2年間かけて一般職と同じ2.6月に引き上げていくということを考えております。パートタイム任用職員についても、もちろん期末手当の支給となります。真貝議員が気になっているのは、2項の1週間当たりの勤務時間が著しく少ないものとして町長が規則で定めるパートタイム会計年度任用職員については期末手当を支給しないという規定のところかなと思いますが、これにつきましては規則で15時間30分、これも統一的な基準として示されておりますので、15時間30分以下のものにつきましては期末手当を支給しないという形になります。

次に、本町の雇用形態なのですが、雇用形態としてはフルタイムでの会計年度任用職員の採用は想定しておりません。ですので、退職手当というものは支給されないこととなります。フルタイム任用職員であれば退職手当の対象となるのですが、失業保険、雇用保険の対象外となりますことから、本町の雇用の形態からいきますとパートタイム会計年度任用職員として採用して雇用保険の対象としたほうが本人にとって得ではないかという判断のもと、パートタイム任用職員として採用をしたいと考えております。

次に、共立メンテナンスに包括業務委託しております学校給食と図書館の司書についてでございますが、これはこの会計年度任用職員とは全く別な仕組みで、包括業務委託という形で委託しております。最後に聞かれましたチェック機能というものについてなのですが、チェック機能というのはちゃんと予算でこういう内容で委託しますというふうにかけておりますので、何を指してチェック機能と言っているのか、ちょっと質問の意図がわかりません。

給料表の見方なのですが、1級1号俸を基本に国で1級25号俸を事務職員としてスタートと上限を定めておりますので、それに基づいて給与の格付については町長が規則で定めることとしております。

以上です。

○3番（真貝政昭君） 複雑な形に古平町が入ってきているというふうにも実感いたしました。

それで、今回の法律改正で懸念される町が実施している部署で保育所があります。さきの議運のときに総務課長のほうから説明があった中で、保育所の臨時保育士、代替保育士の会計年度任用職員への移行なのか包括的どうのこうのという、あれへの移行なのかわかりませんが、保育所の保育士について言及された部分がありました。今回の条例の中に保育所の保育士の扱いがかかわっていくのかどうか、それについて伺いたいと。

それと、この会計年度任用職員になるに当たって今までの部署に比べて実際に待遇の面で切り下げがあるのでないか、あるいは今の条件を恒常的に続けていくということにつながりかねないのではないかという懸念がありますけれども、その点についてはどうなのか伺います。

○総務課長（松尾貴光君） 議運での保育士というのは、保育士が公募してもなかなか応募してくれる人がいないという話のことでよろしいのでしょうか。そのことではパートタイム任用職員として保育士を募集する部分についても、今現在募集していますが、なかなか応募がないような状況になっております。常にハローワークですとかインターネットを通じて保育士については募集しておりますが、正職員、臨時職員含めて今なかなか採用が進まないという状況でございます。保育士については、パートタイム任用職員で採用する包括業務委託の対象にはなっておりません。

パートタイム任用職員の勤務の条件につきましても正職員の給料をベースに、今の現状よりはよくなるという制度で今公募をかけているところでございます。切り下げがあるのでないかということでございますが、あくまでも今の現状受けている給与月額をベースに、それを保証した上で今の新しい給料表に給与の格付を行います。それにかつ期末手当が支給される形になりますので、決して切り下げというものは一切今回の制度導入によってありません。

○3番（真貝政昭君） 最後に、改めて確認しますけれども、図書館司書、それから給食業務、途中で雇用が中断されるということではなく、年間雇用という形で継続されるということでしょうか。

○総務課長（松尾貴光君） 会計年度任用職員とは余り関係ないかなと思うのですが、包括業務委託で採用されている方につきましては、1年契約ということではなくて働ける間ずっと働いてくださいという形で今業者のほうで採用の形になっているかと思えます。

○議長（堀 清君） ほかに質疑ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（堀 清君） ないようですので、質疑を終わります。

これから議案第2号 会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例案について討論を行います。討論ございませんか。

○3番（真貝政昭君） 今回の会計年度任用職員制度というのが臨時職員の将来的に待遇改善に十分つながるとは考えられません。むしろ先ほど説明あったようにフルタイムの方はいらっしやらないと、全てパートタイムという考えでいきますと、決して雇用の待遇改善という形にはつながらないと思います。

それと、今まで半年雇用を継続してやってきた形からすれば1年間というのはいいい方向に動いたのかもしれませんが、考えてみますと今までの現実の状況を追認したような形になりますので、決して労働者のためにはならないということで、現状ではこの制度に私は反対の立場を表明いたします。

○議長（堀 清君） 次に、原案に賛成の討論を許します。賛成討論ございませんか。

○8番（山口明生君） 私ただいまの議案について賛成の立場から討論させていただきます。

まず、古平町を含め過疎地域の現状を考えた場合に、先ほど来こういった話が出るたびに町のほうからも出るお話ですけれども、まずは人材の確保という点が一番厳しいと。なかなか募集をしても応募がない部署が多いという中で、国の制度にのっとった中で処遇を改善していく、今までの臨時職員という扱いを少し変えていくという、非正規と正規雇用の違いではないですが、そういった世の中の流れも鑑みた中で法律も変わっていくのだろうというふうに考えられますので、まずは人材確保に向けて一歩でも半歩でも進むという部分に鑑みて、この制度私は賛成の立場で討論をさせていただきます。

以上です。

○議長（堀 清君） ほかに討論ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（堀 清君） ないようですので、討論を終わります。

議案第2号 会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例案を採決します。

この採決は、起立によって行います。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（堀 清君） 起立多数です。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

これから議案第3号 一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例案について討論を行います。討論ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（堀 清君） ないようですので、討論を終わります。

議案第3号 一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例案を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(堀 清君) 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

これから議案第4号 職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例案について討論を行います。討論ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(堀 清君) ないようですので、討論を終わります。

議案第4号 職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例案を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(堀 清君) 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎閉会の宣告

○議長(堀 清君) これで本日の日程は全部終了しました。

会議を閉じます。

令和2年第1回古平町議会臨時会を閉会します。

閉会 午前10時34分

上記会議の経過は、書記
いことを証するためにここに署名する。

の記載したものであるが、その内容の相違な

議 長

署 名 議 員

署 名 議 員